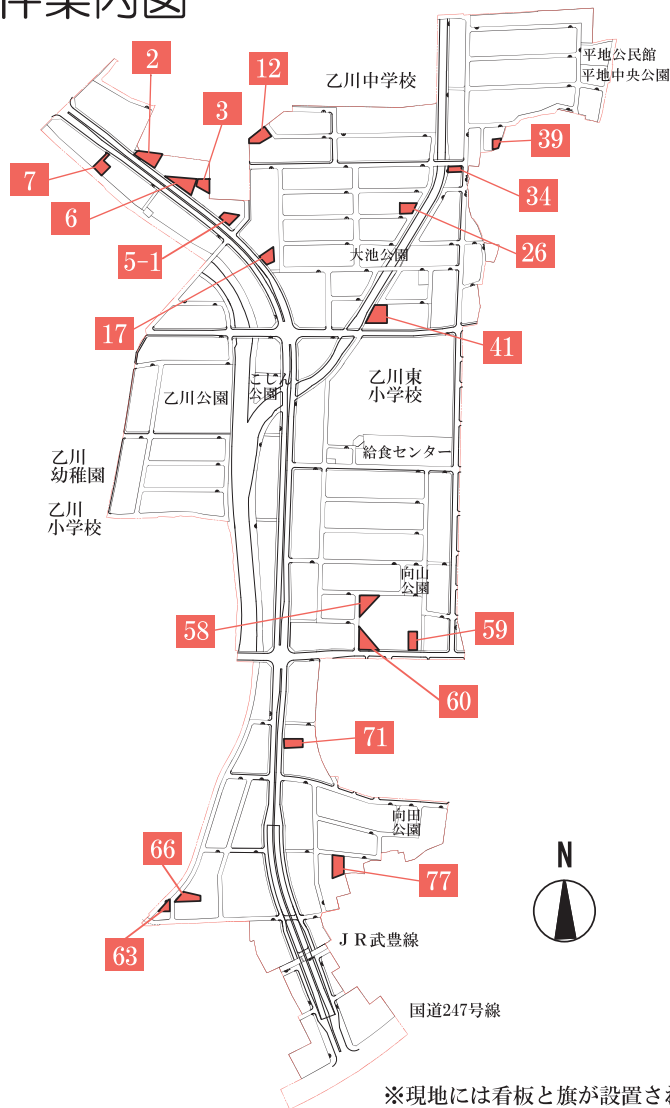


# 乙川中部土地区画整理事業の保留地を 先着順で販売しています

【問合わせ】市街地整備課 ☎22-9302

## 物件案内図



### 保留地とは

保留地とは、土地区画整理事業地区の土地所有者から少しずつ土地を出していただくことにより生み出された土地のうち、事業費の一部とするため売却される宅地のことです。

半田市が施行している乙川中部土地区画整理事業区域内の保留地(18区画)を、先着順で随時販売しています。半田市が売主のため、仲介手数料や建築条件はありません。金融機関から融資を受けることもできます。ご自身やご家族に住宅建築をお考えの方がみえましたら、ぜひご検討ください。

### 留意事項

※電柱支線や擁壁などある場合がありますので、必ず現地をご確認のうえ、お申し込みください。  
※仮換地測量段階のため、確定測量後に精算が発生する場合があります。

※一部の保留地に隣接する宅地について、売却情報があります。  
※分譲価格は、平成29年3月31日まで有効です。

切--り--取--り

切--り--取--り

### 利用上のご注意

- ・半田市内在住の方のみ使用できます。
- ・本券の払い戻し、再発行はできません。
- ・本券の転売は禁止します。
- ・コピーやウェブサイトで印刷したものは利用できません。

■利用人数 1人 2人

■問合わせ 新美南吉記念館 ☎26-4888

切  
り  
取  
り

### 利用上のご注意

- ・半田市内在住の方のみ使用できます。
- ・本券の払い戻し、再発行はできません。
- ・本券の転売は禁止します。
- ・コピーやウェブサイトで印刷したものは利用できません。

■利用人数 1人 2人

■問合わせ 新美南吉記念館 ☎26-4888